



## ミャンマー情勢アップデート(7月8日)

執筆者: 湯川 雄介、中島 和穂、五十嵐 チカ、中島 朋子

今般、米国<sup>1</sup>がミャンマー向け制裁対象者の追加及び新たな輸出規制を発表しましたので、お知らせいたします。

### 1. 概要

米国財務省外国資産管理室(OFAC)は、2021年2月11日、資産凍結等の制裁対象となる個人や組織等のリスト(Specially Designated Nationals and Blocked Persons List。以下「SDN リスト」といいます。)にミャンマーの国軍関係者等、一定の個人・法人・組織等を掲載し<sup>2</sup>、その後も、同月下旬、3月、4月、5月にミャンマーの国軍関係者や企業をSDN リストに追加しました<sup>3</sup>。OFACは、同年7月2日付で、国家行政評議会(the State Administration Council (SAC))のメンバー、国軍が指名した閣僚、国軍幹部の家族ら22名の個人をSDN リストに追加する旨の発表を行いました<sup>4</sup>。

また、米国商務省産業安全保障局(BIS)は2021年2月以降、米国輸出管理規則(EAR)のもとでミャンマーに対する輸出規制を

<sup>1</sup> 米国ミャンマー制裁の概要については、当事務所アジアニュースレター2021年2月15日号 ([https://www.nishimura.com/ja/newsletters/asia\\_210215.html](https://www.nishimura.com/ja/newsletters/asia_210215.html))をご参照ください。

<sup>2</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210211>

<sup>3</sup> [https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210222\\_33](https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210222_33)

<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210310>

<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210322>

<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210325>

<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210408>

<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210421>

<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210517>

<sup>4</sup> <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0260>

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

強化し<sup>5</sup>、国軍と関係の深い一定の省や企業をエンティティー・リストに加える等してきましたが(エンティティー・リストについては下記 3.をご参照ください。)、BIS は同年 7 月 2 日付で、国軍を援助していると思なされた企業 4 社に対し、新たに輸出規制を課す旨の発表を行いました<sup>6</sup>。

## 2. 個人に対する制裁

22 名の個人のうち、3 名は SAC のメンバーであり、4 名は国軍によりミャンマー政府省庁の閣僚として指名されている者(投資・対外経済関係省、情報省、労働・入国管理・人口省及び社会福祉・救済・復興省の各大臣としてそれぞれ指名されている者)となります。残り 15 名は、既に制裁対象者とされている国軍高官の配偶者及び成年の子らとされます。

SDN リスト掲載の効果として、第一に、米国内にある、又は米国人の所有又は管理下にある制裁対象者の財産並びに財産に対する全ての権益は凍結され、OFAC に報告されなければなりません。加えて、直接的又は間接的に制裁対象者によって 50% 以上が所有されている企業の財産や権益等も同様に凍結されます。第二に、OFAC からライセンスを受けて行う場合を除き、米国人又は米国内にいる者は制裁対象者との間でいかなる取引を行うことも禁止されます。禁止内容には、制裁対象者の利益のための資金、商品、又はサービスの支給又は提供並びに制裁対象者からの受領が含まれます。

今般 SDN リストに追加掲載された個人らが国軍により大臣等として指名され、所管を任じられた政府省庁の中でも、投資・対外経済関係省は外国投資と関連が深いものです。なお、当該 22 名は、あくまでも個人として SDN リストに追加掲載されており、文言上、これら個人が所属する SAC や所管を任じられた各省庁との取引や交流までは禁止されておらず、また、例えばこれらの省庁からライセンスを取得するために行う省庁とのやり取り等が、禁止される取引に該当するかは明確ではありません。

## 3. 企業に対する輸出規制

BIS は本年 7 月 2 日付で、衛星通信サービスを国軍に提供しているとされる King Royal Technologies 社、並びに本年 3 月 25 日付で SDN リストに掲載された国軍系企業であるミャンマー・エコノミック・ホールディングス社(MEHL)との利益分配を通じて国軍を支援しているとされる Wanbao Mining 社及び同社の子会社 2 社をエンティティー・リストに加える旨を発表しました。エンティティー・リストへの掲載により、当該 4 社に向けられた EAR 対象物品の輸出は全てライセンス制となり、ライセンス申請に対しては BIS が拒絶推定の方針に基づいて判断を行うとされています。

## 4. 米国の姿勢

OFAC は、「国軍による民主主義の抑圧と市民への残忍な暴力は容認できるものではなく」、「今般の追加経済制裁については、国軍及びその指導者の収入源を標的にすることにより、米国がミャンマー国軍への負担をさらに課すもので、軍事クーデター及び現在進行中で行われている暴力の責任者に対する説明責任を促進するもの」だとしています。

<sup>5</sup> <https://www.federalregister.gov/documents/2021/02/18/2021-03350/burma-implementation-of-sanctions>

<sup>6</sup> <https://www.federalregister.gov/documents/2021/07/06/2021-14367/addition-of-certain-entities-to-the-entity-list-correction-of-existing-entry-on-the-entity-list>



ゆかわ ゆうすけ  
**湯川 雄介**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表

[y.yukawa@nishimura.com](mailto:y.yukawa@nishimura.com)

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013年1月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、ロビイング活動、法整備支援プロジェクトへの関与も多数。Chambers Asia-Pacific および Chambers Global において、ミャンマーの General Business Law の分野で Leading Individual に選出。



なかじま かずほ  
**中島 和穂**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[k.nakajima@nishimura.com](mailto:k.nakajima@nishimura.com)

2001年東京大学法学部第一類卒業、2002年弁護士登録、2009年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2010年ニューヨーク州弁護士登録。2009-2010年ニューヨークのワイル・ゴッチャル&マンジズ法律事務所勤務、2016-2019年ドバイ駐在員事務所代表。M&A、国際取引、規制対応、訴訟・紛争を中心とする企業法務全般を支援している。世界各国に拠点を有する企業の統合、地政学的なリスクを抱える中東への進出案件、M&Aの価格調整における巨額の仲裁案件等、様々な論点が複雑に絡む案件の経験が豊富。

近時は、米中対立や人権とビジネスに関する国際社会の関心の高まりを踏まえて、経済制裁や輸出規制等、安全保障や人権の観点からの規制を受ける商取引に多数関与している。



いがらし ちか  
**五十嵐 チカ**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[c.igarashi@nishimura.com](mailto:c.igarashi@nishimura.com)

1993年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006年国際連合本部(ニューヨーク)執務。1997年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録、2020年米国 ACAMS 公認 AML スペシャリスト(CAMS)登録。金融規制、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(AML/CFT)対策、経済制裁等に係る体制構築や当局対応を中心に、日系企業におけるグローバル・コンプライアンスおよびガバナンスに関する助言を幅広く提供している。



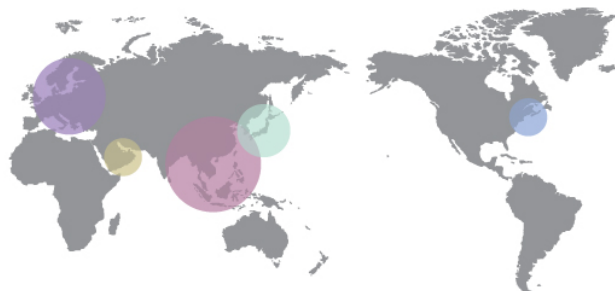
なかしま ともこ  
**中島 朋子**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[to.nakashima@nishimura.com](mailto:to.nakashima@nishimura.com)

2017年から2019年まで独立行政法人国際協力機構(JICA)長期派遣専門家として首都ネピドーに駐在した。現地裁判官・法務長官府職員との緊密な協力関係のもと、ミャンマーにおける知財裁判制度整備や民事調停制度導入等に関与した経験を有する。

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

## 福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

## バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info\_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart  
小原英志  
Jirapong Sriwat

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info\_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

## ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info\_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

## 北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info\_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info\_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志  
代表 東城聡  
木下清太

## シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info\_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝  
煎田勇二  
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info\_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之  
副執行パートナー 清水恵  
パートナー 辰巳郁  
浦野祐介

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info\_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info\_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光  
代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info\_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

## 台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info\_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。